評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人白老町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第１０条の規定に基づき評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（費用弁償）

第２条　評議員がその職務のため評議員会等に出席したときは、役職員等旅費支給規程第６条第２項の規定に基づき交通費を支給する。

（支給方法）

第３条　交通費の支給方法については、通貨をもって本人に支給する。

（公表）

第４条　本会は、この規程をもって社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

　附　則

　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。